

政策研究大学院大学個人情報保護規程

〔平成17年4月13日〕
17規程第5号

改正 平成24年12月11日24規程第15号
平成25年4月1日25規程第13号
平成26年9月1日26規程第28号
平成27年4月1日27規程第11号
平成27年10月27日27規程第18号
令和6年7月1日令06規程第31号
令和6年7月3日令06規程第32号
令和7年4月1日令07規程第1号
令和7年6月1日令07規程第5号
令和7年10月1日令07規程第11号

（趣旨）

第1条 政策研究大学院大学（以下「本学」という。）における個人情報及び個人番号の取扱いに関しては、関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）その他関連法令の定めるところによる。

（総括保護管理者）

第3条 本学に、総括保護管理者を置き、大学運営局長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本学における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報、個人関連情報その他の個人情報保護法の対象となる情報及び番号法の対象となる情報（以下「個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する。

（保護管理者）

第4条 個人情報等を取り扱う各課等に、保護管理者を置き、当該課等の長をもって充てる。

2 前項の保護管理者は、別表のとおりとする。

3 前項のほか、教育及び研究に係る個人情報のうち、教員が保有する場合の保護管理者については、別に定める。

4 保護管理者は、各課等における個人情報等の適切な管理を確保する任にあたる。個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携してその任にあたる。

5 保護管理者は、自ら管理責任を有する個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

（保護担当者）

第5条 個人情報等を取り扱う各課等に、当該課等の保護管理者が指定する保護担当者を1名又は複数名置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課等における個人情報等の管理に関する事務を処理する。

（監査責任者）

第6条 本学に、監査責任者を置き、学長の指名する者をもって充てる。

- 2 監査責任者は、個人情報等の適切な管理を検証するため、第3条から第37条に規定する措置の状況を含む本学における個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(委員会)

第7条 本学における個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係する教職員等（役員及び教職員（派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）を構成員とする委員会を設け、随時開催する。

- 2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(個人番号事務取扱担当者)

第7条の2 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「個人番号事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。

- 2 保護管理者は、各個人番号事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

- 3 総括保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

- (1) 個人番号事務取扱担当者が関係規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の保護管理者への報告連絡体制
- (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合の教職員から保護管理者への報告連絡体制
- (3) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化
- (4) 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

(教育研修)

第8条 総括保護管理者は、個人情報等の取扱いに従事する教職員に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 総括保護管理者は、個人情報等を取り扱う情報システムの管理に従事する教職員に対し、個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運営及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

- 3 保護管理者は、当該課等の教職員に対し、個人情報等の適切な管理のため、前2項の教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

(教職員等の責務)

第9条 教職員等は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及びこの規程の定めに従い、個人情報等を取り扱わなければならない。

- 2 教職員等（これらの職にあった者を含む。）は、その業務に関して知り得た個人情報等の存否及び内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用目的の特定)

第10条 教職員等は、個人情報及び個人番号を取り扱うに当たっては、業務上必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 教職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第10条の2 教職員等は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行す

ることに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (5) 当該個人情報とを学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報とを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者（以下「学術研究機関等」という。）に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報とを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第11条 教職員等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第12条 教職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報及び個人番号を取得してはならない。

2 教職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、報道機関、著述を業として行う者、宗教団体、政治団体、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体若しくは国際機関又は外国における学術研究機関等、報道機関、著述を業として行う者、宗教団体若しくは政治団体に相当するものにより法において認められる範囲内で公開されている場合。

- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして別に定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第12条の2 教職員等は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 教職員等は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁記録を含む）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

3 教職員等は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学の権利又は正当な利益を害する恐れがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- (正確性の確保)

第13条 教職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

- 2 教職員等は、個人データの内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(安全管理措置)

第13条の2 総括保護管理者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(取扱い者の監督)

第13条の3 総括保護管理者は、教職員等に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、教職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第14条 教職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本学が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本

人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 3 教職員等は、前項第2号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（外国にある第三者への提供の制限）

第14条の2 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。ただし、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第14条の3 本学が個人データを第三者に提供したときは、教職員等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第14条第1項各号又は第2項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第14条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 教職員等は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第14条の4 本学が第三者から個人データの提供を受けるに際しては、教職員等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第14条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1） 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2） 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 教職員等は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 教職員等は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第14条の5 教職員等は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第14条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 個人関連情報を外国にある第三者（第14条の2第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 第1項の規定により教職員等が確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供した年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
 - 4 教職員等は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（仮名加工情報の作成等）

- 第14条の6** 教職員等は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。
- 2 教職員等は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
 - 3 教職員等は、法令に基づく場合を除くほか、第10条の2第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下同じ。）を取り扱ってはならない。
 - 4 仮名加工情報についての第12条の2の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
 - 5 教職員等は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第13条の規定は、適用しない。
 - 6 教職員等は、第14条第1項及び第14条の2の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第14条第2項中「前各項」とあるのは「第14条の6第6項」と、同項第2号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第14条第1項ただし書中「第14条第1項各号又は第5項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第14条第1項各号のいずれか）」とあり、及び第14条の4第1項ただし書中「第14条第1項各号又は第5項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第14条第5項各号のいずれか」とする。
 - 7 教職員等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 8 教職員等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によ

り送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第10条第2項の規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第14条の7 教職員等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第14条第5項及び第6項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第5項中「前各項」とあるのは「第14条の7第1項」と、同項第1号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と読み替えるものとする。
- 3 第13条の2及び第13条の3、前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第13条の2中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第14条の8 教職員等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- 2 教職員等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 3 教職員等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 本学が外部に匿名加工情報の取扱いを委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）する場合、教職員等は、委託先をして、前2項の規定を遵守させなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第14条の9 総括保護管理者は、個人情報保護法第5章第5節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る）を作成し、及び提供をすることができる。

- 2 総括保護管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

（1） 法令に基づく場合（個人情報保護法第5章第5節の規定に従う場合を含む。）

（2） 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

- 3 総括保護管理者は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第14条の10 総括保護管理者は、本学が保有している個人情報ファイルが個人情報保護法第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第14条の12第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 第14条の12第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第14条の11 総括保護管理者は、本学が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下同じ。）について、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により次条第1項の提案を募集するものとする。

- 2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第14条の12 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

- 2 前項の提案をしようとする者は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書を提出しなければならない。
- 3 前項の提案書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書類
- (3) 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、番号法第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (4) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの
- (5) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため本学が適当と認める書類
- (6) 前各号に掲げる書類のほか、本学が必要と認める書類
- (7) 委任状（代理人による提案をする場合に限る。）

- 4 前項第1号から第6号までの規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第3号から第5号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

- 5 総括保護管理者は、提出された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書類の訂正を求めることができる。

(欠格自由)

第14条の13 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に

行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 第14条の20の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第14条の14 総括保護管理者は、第14条の12第1項の提案があったときは、当該提案が次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
 - (3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる加工の方法が第14条の16第1項の基準に適合するものであること。
 - (4) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
 - (5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業に供しようとする期間が当該事業並びに提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。
 - (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに当該行政機関等匿名加工情報漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講じる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
 - (7) 本学が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- 2 総括保護管理者は、前項の規定により審査した結果、第14条の12第1項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書により通知するとともに、契約の締結に関する書類を送付するものとする。
- 3 総括保護管理者は、第1項の規定により審査した結果、第14条の12第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書により、理由を付して、通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第14条の15 前条第2項の規定による通知を受けた者は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書の提出により、本学との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第14条の16 教職員等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして、次の各号に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現

に本学において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)

(4) 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

2 前項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第14条の17 教職員等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 行政機関等匿名加工情報の概要として、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目

(2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第14条の18 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報取扱事業者になろうとする者は、本学に対し、作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書により、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第14条の15の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第14条の12第2項及び第3項、第14条の13、第14条の14並びに第14条の15の規定は、前項の提案をする場合について準用する。この場合において、第14条の14第1項、第2項及び第3項中「第14条の12第1項」とあるのは「第14条の18第1項」と、第14条の14第1項中「次の各号」とあるのは「次の第1号及び第4号から第7号」と、同条第2項及び第3項中「各号」とあるのは「第1号及び第4号から第7号」と読み替えるものとする。

(手数料)

第14条の19 第14条の15の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、本学に手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限り。)

3 前条第2項において準用する第14条の15の規定により契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 第14条の15の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 第14条の15(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第14条の20 総括保護管理者は、第14条の15の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関す

る契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第14条の13各号(第14条の18第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第14条の21 教職員等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 総括保護管理者は、行政機関等匿名加工情報、第14条の9第4項に規定する削除情報及び第14条の16第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして次に定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確にすること。
- (2) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

3 前2項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第14条の22 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する本学の職員又はこれらの職にあった者
- (2) 前条第3項の受託業務に従事している者又は従事していた者

(個人番号の利用の制限)

第14条の23 保護管理者は、個人番号事務取扱担当者による個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

(特定個人情報等の提供の求めの制限)

第14条の24 教職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。

(特定個人情報等の提供の制限)

第14条の25 教職員等は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第14条の26 教職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第14条の27 教職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

(アクセス制限)

第15条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報等にアクセスする権限を有する教職員等とその権限の内容を、当該教職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない教職員等は、個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 教職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報等

にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第16条 教職員等が業務上の目的で個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は次に掲げる行為については、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、教職員等は、保護管理者の指示に従うものとする。

- (1) 個人情報等の複製
- (2) 個人情報等の送信
- (3) 個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(情報システムにおける個人情報等の処理)

第16条の2 教職員等は、個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。保護管理者は、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(媒体の管理等)

第17条 教職員等は、保護管理者の指示に従い、個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

(廃棄等)

第18条 教職員等は、個人情報等又は個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄を行わなければならない。

(業務の委託等)

第19条 保護管理者は、個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を外部に委託する場合には、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 前項により外部に委託する場合には、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理（管理の実施体制を含む。）体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。
 - (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の漏えい防止対策に関する事項
 - (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (7) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 3 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的な検査等により確認しなければならない。
- 4 委託先において、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第2項の措置を講じさせ、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて前項の措置を講じさせ、又は委託元自らが再委託先に対し講じるものとする。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 保護管理者は、個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 6 保護管理者は、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

- 7 保護管理者は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする際には、「委託を受けた者」において、本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
- 8 保護管理者は、個人番号関係事務の全部又は一部の「委託を受けた者」が再委託をする際には、委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第20条 保護管理者は、本学が保有している個人情報ファイルについて、個人情報保護法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項並びに個人情報保護法第110条各号を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表するものとする。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- （1） 個人情報保護法第74条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル
 - （2） 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - （3） 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、記録項目の一部若しくは個人情報保護法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

（保有個人情報の取扱状況の記録）

第21条 保護管理者は、保有個人情報の内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

- 2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

（アクセス制御）

第22条 保護管理者は、個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下、次条から第32条まで（第29条を除く。）において同じ。）の内容等に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

（アクセス記録）

第23条 保護管理者は、個人情報等の内容に応じて、当該個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存するとともに、定期的に分析するものとする。

- 2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

（外部からの不正アクセスの防止）

第24条 保護管理者は、ファイアウォールの設定による経路制御等、個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

（アクセス状況の監視）

第25条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者権限の設定)

第26条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第27条 保護管理者は、不正プログラムによる個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のためにソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消等、必要な措置を講じなければならない。

(暗号化)

第28条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 教職員等は、前項の措置を踏まえ、その処理する個人情報等について、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第29条 教職員等は、個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報等の内容の確認、既存の保有情報との照合等を行わなければならない。

(バックアップ)

第30条 保護管理者は、個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第31条 保護管理者は、個人情報等を取り扱う情報システムの設計書、構成図等の文書について、関係者以外に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(端末の管理)

第32条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するとともに、端末の盗難又は紛失の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 教職員等は、保護管理者が必要と認める場合を除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。
- 3 教職員等は、端末の使用に当たっては、個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて、情報システムからログオフを行うことを徹底等の必要な措置を講じなければならない。

(取扱区域)

第32条の2 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

(入退管理)

第33条 保護管理者は、個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の教職員等の立ち会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限並びに当該制限の遵守状況についての検査等の措置を講じなければならない。

- 2 保護管理者は、必要に応じ、情報システム室等の出入口の特定、所在表示の制限等の措置を講じなければならない。
- 3 保護管理者は、情報システム室等の入退の管理について、必要に応じ、立ち入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理について定め、パスワード等の読取防止等に必要な措置を講じなければならない。

(情報システム室等の管理)

第34条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講じなければならない。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措

置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

（記録機能を有する機器・媒体の接続制限）

第35条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講じなければならない。

（事案の報告及び再発防止措置）

第36条 個人情報等の漏えい及び個人番号事務取扱担当者が関係規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した教職員等は、直ちに保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、速やかに総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生したときは、直ちに総括保護管理者に当該事案に内容等について報告するとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査した結果、外部からの不正アクセスや学内端末の不正プログラムへの感染が疑われる場合には、当該端末をネットワークから切り離すなど、被害拡大防止のために直ちに行い得る措置を行わなければならない。
- 3 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告するものとする。
- 4 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、関係省庁に対して速やかに情報提供を行うものとする。

（公表等）

第37条 学長は、前条の事案が発生したときは、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策を公表し、当該事案に係る個人情報等の本人への対応等の措置を行う。

- 2 公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省に情報提供を行うものとする。
- 3 総括保護管理者は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、関係省庁と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

（苦情処理）

第38条 総括保護管理者は、本学における個人情報及び個人番号の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

（雑則）

第39条 この規程に定めるもののほか、個人情報及び個人番号の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成24年12月11日24規程第15号）

この規程は、平成24年12月11日から施行する。

附 則（平成25年4月1日25規程第13号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月1日26規程第28号）

この規程は、平成26年9月1日から施行し、アドミッションズ・同窓会室の設置に伴う改正については平成25年4月1日、政策研究院の創設に伴う改正については平成25年6月6日、企画課の廃止に伴う改正については平成26年5月1日から適用する。

附 則 （平成27年4月1日27規程第11号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年10月27日27規程第18号）
この規程は、平成27年10月27日から施行する。

附 則 （令和6年7月1日令06規程第31号）
この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 （令和6年7月3日令06規程第32号）
この規程は、令和6年7月3日から施行する。

附 則 （令和7年4月1日令07規程第1号）
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年6月1日令07規程第5号）
この規程は、令和7年6月1日から施行する。

附 則 （令和7年10月1日令07規程第11号）
この規程は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

組織名	保護管理者
組織マネジメント課	組織マネジメント課長
財務マネジメント課	財務マネジメント課長
企画課	企画課長
学術国際課	学術国際課長
教育支援課	教育支援課長
政策連携課	政策連携課長
図書館	学術国際課長
保健管理センター	教育支援課長
アドミッションズ・同窓会室	教育支援課長
政策研究センター	学術国際課長
科学技術イノベーション政策研究センター	学術国際課長
政策的構想力研究センター	政策連携課長
プロフェッショナル・コミュニケーションセンター	教育支援課長
データサイエンスセンター	教育支援課長
グローバルリーダー育成センター	学術国際課長
政策研究院	政策連携課長